(趣旨)

第1条 この要領は、道路側溝を占用して浄化槽排水及び雨水排水の接続管を接続する場合の許可の基準及び手続に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 道路側溝 市が管理する道路排水施設である道路側溝をいう。
 - (2) 浄化槽 し尿と雑排水を合わせて処理する合併処理浄化槽で生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率90パーセント以上及び放流水のBODの1日間平均値が20ミリグラム以下の機能を有するものをいう。
 - (3) 雨水 申請者が管理する土地の雨水をいう。
 - (4)接続管 道路側溝に接続する管をいう。

(許可基準)

- 第3条 道路側溝を占用して接続管を接続する場合の許可基準は、次に定めるところによる。
 - (1) 前面道路に公共下水道等の排水管が布設されてなくかつ、他に接続管を接続する施設がないこと。
 - (2) 浄化槽及び雨水の排水量が占用する道路側溝の構造、機能及び管理に支障がないこと。
 - (3) 占用する道路側溝が、公共用水域接続地点まで適正に連絡していること。
 - (4) 宅地内に集水桝を設けるものとし、原則として接続箇所は、1宅地1箇所 とすること。ただし、困難な場合は道路管理者と協議すること。

(接続の申請)

第4条 道路側溝を占用して接続管を接続しようとする者は、船橋市道路占用規則 (昭和62年船橋市規則第2号) 第2条の規定により申請しなければならない。

(添付書類)

第5条 前条の規定による申請をする場合は、船橋市道路占用規則第3条に規定 する書類を添付しなければならない。

(接続管の構造)

- 第6条 接続管の構造は、次の各号に定めるところによる。
 - (1)接続管は、原則として内径100ミリメートル以下の硬質塩化ビニール管とすること。ただし、困難な場合は道路管理者と協議すること。
 - (2) 道路を横断し接続する場合は、ボックスカルバート等の防護とすること。

(保守点検)

第7条 道路側溝に接続管を接続している者は、浄化槽の機能を維持するため、 保守点検、清掃及び水質に関する検査等を関係法令に定めるところにより適正 に行うほか、接続管及び道路側溝を良好な状態に保たなければならない。

(下水道への切替え)

第8条 道路側溝に接続管を接続している者は、当該区域が公共下水道区域となったときは、下水道管理者の指示に従い、速やかに接続管を撤去し、公共下水道に切り替えなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。